

女性のための、入社から結婚・妊娠・出産・育児に関する制度

多様なメニューを活用して、仕事もプライベートも充実した毎日を送りましょう。

結婚後もキャリアをしっかりと築いていくことができます。

通院休暇を利用しながら自身の心と体を上手にコントロールしましょう。

産後休暇を利用し職場復帰に向けて、ゆっくりと体調管理しましょう。

育児と仕事のバランスをとりながら長く働くことができます。



入社

結婚

妊娠

出産

育児

結婚に関する制度

- 特別休暇** ハネムーン等に利用できる休暇制度です。
- 結婚祝金** 共済会から祝金が支給されます。
- 再雇用制度** 配偶者の転勤によって退職せざるを得ない場合、一定の条件の下、再雇用を行う制度です。

妊娠に関する制度

- 妊婦定期健診休暇** 妊娠週数に応じた休暇を付与します。
- 短時間勤務・特別休暇** 就労緩和措置として一時的な休暇や短時間勤務を利用できます。
- 構内駐車場利用** 通勤緩和措置として構内駐車場を利用できます。

出産に関する制度

- 出産祝金** 共済会から祝金が支給されます。
- 出産育児一時金・付加金** 本人が出産したとき、健保組合から支給されます。
- 生活資金貸付** 出産等一時的に融資が必要な場合、共済会が低利で金銭貸付を行います。
- 配偶者出産休暇** 配偶者の産前・産後のケアに利用できる休暇です。
- 産前産後休暇** 出産予定日前後の一定の期間取得できる休暇です。
- 出産手当金** 産前産後休暇取得期間中の給与補てんとして健保組合から支給されます。
- 家族出産育児一時金** 扶養している配偶者が出産した場合、健保組合から支給されます。
- 育児支援** 育児に関する冊子を健保組合から毎月送付されます。
- あかちゃん育児相談室** 健保組合が提携する相談室と育児の相談ができます。

育児に関する制度

- 育児休職** 育児のため、子が満3歳になるまで休職できます。
- 育児休業給付金** 子が1歳になるまでの育児休職期間中、雇用保険から給付金が支給されます。
- 社会保険料免除** 産前産後休暇中から社会保険料を免除します。
- 児童手当** 厚労省の制度で、一定の額が支給されます。
- 育児時間** 子が満1歳になるまで勤務時間の一部を調整できます。
- 短時間勤務** 子が小学校4年生になるまで勤務時間の一部を調整できます。
- 育児施設利用補助** 社内制度を利用して、託児施設の利用料等の一部を補てんします。
- 時間外労働制限** 子が小学校就学前まで時間外労働を免除します。
- 深夜時間免除** 子が小学校就学前まで深夜労働を免除します。
- 看護休暇** 子が中学校就学までの間、子の傷病や検診の付添いに使える休暇です。
- 家族手当** 扶養者がいる場合、一定の条件の下、支給されます。
- 就学祝金** 子が小学生になったとき、共済会から支給されます。
- 構内駐車場利用** 子が保育園・幼稚園・学童利用の場合、構内駐車場を利用できます。
- フレックスタイム制** 子が中学校就学前まで、出勤の一部を自主的に調整できます。
- 昇格ポイント** 育児・介護休職時から復帰後、昇格の妨げにならないようなシステムがあります。

入社時から使える制度

- 年間休日** 120日以上(2020年度は、127日)
- 時間単位年休** 年間8時間を上限とし、始業から終業まで1時間を単位として休暇が取得できる制度です。
- 計画取得** 年次有給休暇を全員が一定日数以上取得します。
- リフレッシュ休暇** 勤続10年目以降、5年毎に特別休暇(5日間)付与、20年・30年目は永年勤続として10日間付与されます。
- 生理休暇** 体調に応じて利用可能な休暇制度です。
- 多目的休暇** ボランティアや資格取得等の自己啓発や人間ドック等健康増進、育児等に利用できる休暇制度です。
- 定期健康診断** 一般的な法定項目だけでなく、年齢に応じて独自の検査項目を追加して行います。
- がん健診** 健保組合が市区町村の健診の自己負担金を助成すると共に、その結果をもとに助言を行います。
- 健康と生活の相談** 常駐の産業医・保健師に随時相談が可能です。
- ヘルシーな食堂** 栄養管理が行き届いたメニューも豊富な食堂を朝昼晩利用できます。

- キャリア相談室** 常駐の産業カウンセラーに随時相談可能です。
- キャリア・デザインセンター** 電機連合のキャリアデザインセンターと電話相談ができます。
- ハラスメント相談窓口** 社内に相談窓口を設置しています。
- メンタルヘルスマネジメント** 社内で臨床心理士による定期相談を行っています。社外にも会社提携のカウンセリング窓口を用意しています。
- ハートフルセンター** 電機連合のカウンセリング窓口も利用できます。
- 介護休職制度** 近親者が要介護状態となったとき、一定期間休職できる制度です。
- 介護休職手当金** 介護休職期間中の社会保険料を共済会から補てんします。
- 介護相談サービス** 電機連合のケアマネージャーと親の介護や家族の健康について相談ができます。
- 暮らしの法律相談** 電機連合の顧問弁護士と法律相談ができます。
- カフェテリアプラン** 自己啓発や健康・介護等自分のニーズにあったプランを選択してその費用の一部を補助する制度です。
- フレックスタイム制** 要介護状態にある者のために出勤の一部を自主的に調整できます。